

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称
長島町輪中の郷「健全な水環境・水循環の創成」

2. 地域再生計画の作成主体の名称
三重県桑名市

3. 地域再生計画の区域
桑名市の区域の一部（旧長島町）

4. 地域再生計画の目標

本市は、三重県の最北端に位置し、昨年12月6日に1市2町（桑名市・多度町・長島町）が合併し新桑名市となりました。

新市建設計画に掲げる将来像として、木曾川・長良川・揖斐川の木曾三川や伊勢湾の水辺、多度山系の緑、恵みをもたらす農地などの豊かな自然に恵まれた当地域の環境を生かしたまちづくりを進めるとともに、これまでの歴史・文化の積み重ねのうえに新たな生活文化や活力ある産業を育み、将来にわたって豊かで自立した都市、日本一快適で住みやすい都市（都市データパック「東洋経済新報社」より、住みよさランキング007位、0498位）の創造を目指し、「水と緑と歴史が育む豊かで快適交流文化都市」を実現するため、効率的な施策の展開を図っているところであります。

当該長島町地区は、木曾三川のなか、古来よりいくつもの川が流れ込み土を運んできて中州と呼ばれる島をつくり、栄養豊かな土が溜まり水に恵まれていたため、田畑を作り多くの人に移り住みましたが、台風や大雨のたびの洪水により人々の生活や命までも奪ってきました。このため、まち全体を堤防で囲み、輪の中で水と戦いながら、水郷の町輪中の郷として発展してきました。このような中で、水環境を守るため、また、清潔・快適で環境にやさしいまちづくりを目指しているところではあります。生活様式が変わるにしたがって、未処理の生活雑排水が流入し、周辺河川及び伊勢湾海域の水質が年々悪化してきました。

このような事態に対し、三重県は、四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画を策定し、それに基づき、生活排水を処理するために合併前より「長島町公共下水道事業」を策定し、平成5年12月に当初認可を得て、公衆衛生の向上並びに健全な水環境・水循環を創成し地域全体の環境保全に寄与す

べく汚水整備に着手し、また、下水道処理区域外については、補助金を交付しての浄化槽の設置を展開し、現在第3次の変更認可を受け整備中であり、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、72%まで達したものの依然低迷している状況です。

このため、汚水処理施設を一層促進し、生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るとともに、ともすれば迷惑施設と取り扱われる汚水処理場を、長島浄化センター「クリーンピア」と名付け、清潔で親しみのある下水道を目指すため、処理場周辺に今年4月に市民農園を開催し農園作業をとおして施設の必要性を促がすと伴に、市内小学校の生徒を対象に下水道施設の案内説明を行い、下水道の重要性の認識を高めることにより、普及の促進と地域の再生を目指すものです。

(目標1)汚水処理施設の整備促進

(長島町公共下水道[長島処理区]汚水処理人口普及率を72%から100%に向上)

(目標2)快適で住みやすい都市の創造

(住みよさランキング総合順位の上位を目指す)

(目標3)市民農園の活用による環境学習

(今年4月開園、農園利用者80人、農園管理人雇用数名)

(目標4)生活排水路の水質分析調査

(定点観測を設け定期的な水質調査を行い、下水道法施行令第6条第1項に規定する放流水の水質の技術上の基準を目指す。[水素イオン濃度pH5.8~8.6、生物化学的酸素要求量BOD20mg/l以下、浮遊物質SS70mg/l以下])

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画に基づき、平成5年12月より「長島町公共下水道事業」の認可を受け、現在第3次変更認可を取得し整備を行っているところです。

今回の申請概要は、平成17年度より平成21年度末までに、管渠(100~800布設)整備面積313ha 主要な管渠延長9,160m、姫御前汚水中継ポンプ場・北部汚水中継ポンプ場・南部汚水中継ポンプ場の施設整備、及び、現在2系列にて供用おこなっている処理場施設を普及率拡大により1系列増設し、処理能力の拡大を図ると伴に、下水道処理区域外の浄

化槽設置整備を推進するものです。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

桑名市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽

[事業区域]

公共下水道 長島町公共下水道（長島処理区）

浄化槽（個人設置型） 桑名市長島町処理区域外全地区

[事業期間]

公共下水道 平成 17 年度～21 年度

浄化槽（個人設置型）平成 17 年度～21 年度

[整備量]

公共下水道	管渠整備	100～800	313ha
	管渠延長	53,100m(内主要な管渠 9,160m)	
	中継ポンプ場		3 箇所
	処理場（増設）		1 箇所
浄化槽（個人設置型）	5 人槽		6 基
	7 人槽		22 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 長島処理区 4100 人、浄化槽 長島町 109 人

[事業費]

公共下水道	管渠整備費	4,047,482 千円
	（うち、単独	771,282 千円）
	（うち、国費	1,638,100 千円）
	中継ポンプ場	427,000 千円
	（うち、単独	14,000 千円）
	（うち、国費	206,500 千円）
	処理場	1,790,000 千円
	（うち、国費	984,500 千円）
浄化槽（個人設置型）		11,166 千円
	（うち、国費	3,722 千円）

合計 6,275,648 千円

(うち、単独 785,282 千円)
(うち、国費 2,832,822 千円)

5 - 3 その他の事業

- ・ 市民農園の開園 (平成 17 年 4 月より開園、農園利用者募集)
- ・ 下水道促進デー(9 月上旬の日曜日)の実施に伴う浄化センターの一般開放
- ・ 住民ボランティア「長島川をきれいにする会」が定期的に美化清掃活動を行い美しい水環境を守る活動をおこなう

6 . 計画期間

認定の日から平成 22 年 3 月末まで

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、5 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。
また、必要に応じて事業の内容の見直しを図る。

なお、整備された汚水処理施設、および、定点観測水路については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じ適切な処置をとる。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし